

生涯教育制度「事例報告」の取り扱いについて（変更）

1. 現職者共通研修の「事例報告」の取得方法

以下の1)～6)の方法によって取得できることとします。

- 1) 都道府県士会が開催する「現職者共通研修事例報告会」にて発表する
- 2) 協会学術部事例報告登録制度に登録する
- 3) 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表する
- 4) 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例報告会を実施していると承認したSIG（他団体の学術集会等における事例発表も含む）にて筆頭発表する
- 5) 認定作業療法士あるいは基礎研修修了者が指導する施設団体等で行われる事例検討会にて筆頭発表する
- 6) MTDLP実践者研修における事例検討会で事例発表する（MTDLP事例検討会運営基準（MTDLP研修制度研修シラバス参照）に基づくものとする。ただし、読替える場合はファシリテーターが生涯教育制度基礎研修修了者以上である場合に限る）

注1) 上記5) 6) の事例報告については、「事例報告履修申請書」に必要事項を記入し、教育部へ提出することとします。

注2) 「事例検討」もしくは「事例報告」が未修了の者、または、旧新人教育プログラムにおいて「症例研究1」「症例研究2」「症例研究3」のいずれか若しくは全てが未修了の者で、県学会で発表若しくは機関誌に投稿（掲載）を行なっている場合は、旧制度から新制度への移行手続きが必要です。なお、移行手続きに該当するか否かはお気軽に教育部にお問合せ下さい。

2. 申請方法

申請・移行手続きは、青森県作業療法学会時に行なっております。発表を証明できるものと生涯教育受講記録を提出してください。

また、郵送による方法でも対応しております。郵送方法は、発表または機関誌掲載を証明できるもの（目次、抄録、論文など）とともに92円分の切手を貼った返信用封筒（送付先住所、宛名を記載）、生涯教育受講記録を同封して下記まで郵送してください。

< 郵送先および問い合わせ先 >

〒039-1522青森県三戸郡五戸町字苗代沢3-638

東北メディカル学院作業療法学科内

青森県作業療法士会 教育部 中居真紀子

TEL : 0178-61-0606 FAX : 0178-61-0034

E-mail : makinaka@rinken.ac.jp